



三重県公報

平成30年9月4日（火）

第 3037 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
570	有害な興行の指定	(少子化対策課)	2
571	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
572	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	3
573	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
574	同件	(同)	3
575	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	4
576	区画漁業の免許	(漁業環境課)	6
577	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	6
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新を行った旨	(獣害対策課)	8
	平成30年度後期技能検定の実施	(雇用対策課)	8

告 示

三重県告示第 570 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
42	映画	KUSO（原題）KUSO	パルコ	平成 30 年 9 月 4 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
43	映画	誰にでもイヤラシイ秘密がある	オーピー映画		
44	映画	四十路の痴態 超絶ハードセックス	新東宝映画		
45	映画	情欲怪談 呪いの赤襦袢	オーピー映画		
46	映画	親父が愛した男たち	オーピー映画		
47	映画	熟女の誘惑 入れ食いの宿	オーピー映画		
48	映画	パンチラ病院 おとうさん大興奮！	オーピー映画		

三重県告示第 571 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
社会医療法人峰和会 鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112 番地の 1	前 田 光 貴	ぼうこう・直腸機能障害
社会医療法人峰和会 鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112 番地の 1	西 川 拓 文	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2-37	天 野 竜 彰	じん臓機能障害
野々山耳鼻咽喉科	松阪市大黒田町 469-3	野々山 宏	聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	浅 野 貴 裕	肢体不自由
紀南病院組合立紀南病院	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4750	高 見 勇 一 郎	肢体不自由
医療法人普照会 もり えい病院	桑名市内堀 28 番地の 1	森 浩 一 郎	ぼうこう・直腸機能障害
社会医療法人峰和会 鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112 番地の 1	中 塚 慶 徳	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
社会医療法人峰和会 鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112 番地の 1	遠 藤 真 由 美	じん臓機能障害
あらおと整形クリニック	松阪市久保田町 5-7	川 原 英 夫	肢体不自由
斉藤クリニック	四日市市大字茂福 741	齊 藤 大 樹	心臓機能障害 呼吸器機能障害

地方独立行政法人 三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450 番の 132	服部 徹也	肢体不自由
医療法人社団青藍会 青木内科	桑名市新西方二丁目 82	青木 聡一郎	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害

三重県告示第 572 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
医療法人尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1	榊村 正典
杉田眼科	桑名市桑栄町 2 番	杉田 公春
地方独立行政法人 桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	相川 竜一
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	白井 嘉
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831 番地	田中 基幹
塩崎内科クリニック	津市久居新町 1124-1	塩崎 久彌

三重県告示第 573 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 登録年月日及び登録番号
平成 15 年 6 月 18 日 第 17 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 萩 隆	四日市市浜田町 4 番 20 号

- 変更内容
農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
板井 恭子	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2423364
水谷 幹	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2415373
後藤 将司	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2419376
梅山 真吾	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2427013

三重県告示第 574 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 8 月 6 日 第 11 号
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
松阪農業協同組合	代表理事理事長 山本 清巳	松阪市豊原町 1043 番地の 1

3 変更内容

代表者の変更

代表理事理事長 山本 清巳

三重県告示第 575 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

玉置徳樹

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町大河内字三浦 624 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

山本正弘

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町矢ノ川字矢田谷 1163 の 1、1163 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

山本金造

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市紀和町矢ノ川字矢田谷 1163 の 1、1163 の 2

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
上坪孫市郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市紀和町矢ノ川字秋谷 1201
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
庄司立夫
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市紀和町矢ノ川字西山 1226 の 1
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

- 1 通知することができない者の氏名
草加登起夫
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
熊野市紀和町矢ノ川字西山 1212 の 3、1212 の 4、小栗須字大谷 357 の 1
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 576 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条の規定により、平成 30 年 8 月 28 日、区画漁業（藻類養殖業及び貝類養殖業）及び定置漁業を次のとおり免許しました。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 漁場計画の際の公示番号

平成 30 年三重県告示第 263 号及び同第 376 号

2 漁業権者の名称及び住所並びに免許番号

別冊のとおり

「別冊」は省略し、三重県農林水産部漁業環境課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。

3 免許の内容等

平成 30 年三重県告示第 263 号及び同第 376 号のとおり

三重県告示第 577 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

早田 1-1 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

尾鷲市早田町

3 区域の土地の表示

尾鷲市早田町字打越 122 番の一部、122 番 1 の一部、134 番 1 の一部、137 番の一部、138 番 1 の一部、138 番 2 の一部、138 番 3 の一部、138 番 4 の全部、142 番 4 の一部、142 番 5 の一部、142 番 6 の一部、149 番 1 の一部、149 番 2 の一部、149 番 4 の一部、150 番の一部、151 番 1 の一部、151 番 2 の一部、151 番 3 の一部、152 番の一部、152 番 3 の一部及び 152 番 4 の全部の土地、字小中曾 162 番 1 の一部の土地並びに字中尾 180 番 1 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

第 2

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

早田 1-2 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

尾鷲市早田町

3 区域の土地の表示

尾鷲市早田町字雀谷 103 番 1 の一部、103 番 3 の一部、103 番 6 の一部及び 104 番の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
志摩市
- 2 調査を行った期間
平成 25 年 12 月から平成 29 年 12 月まで
- 3 成果の名称
志摩市（浜島⑦）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
志摩市浜島町浜島地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 8 月 23 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
大台町
- 2 調査を行った期間
平成 20 年 7 月から平成 24 年 12 月まで
- 3 成果の名称
大台町（佐原の一部（⑤工区））の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
大台町佐原地内
- 5 認証年月日
平成 30 年 8 月 23 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
南伊勢町
- 2 調査を行った期間
平成 28 年 7 月から平成 30 年 2 月まで
- 3 成果の名称
南伊勢町（中津浜浦の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
南伊勢町中津浜浦地内
- 5 認証年月日

平成 30 年 8 月 23 日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 8 第 2 項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新を行いましたので、同条第 6 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 更新後の有効期間
平成 33 年 8 月 30 日
- 2 鳥獣捕獲等事業者の名称等
 - (1) 名称
一般社団法人 三重県猟友会
 - (2) 住所
三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地
 - (3) 代表者の氏名
内田 克宏

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

平成 30 年 9 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 等級区分
特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級（後期実施）
- 2 技能検定の実施職種、実施期日及び実施場所
別表のとおり
- 3 技能検定試験の方法
学科試験及び実技試験
- 4 受検手数料
知事が定めた額
- 5 受検申請の手続
 - (1) 提出書類等
 - イ 技能検定受検申請書
 - ロ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
 - ハ 手数料
 - ニ 本人確認書類
 - (2) 受付場所
津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階
三重県職業能力開発協会
 - (3) 受付期間
平成 30 年 10 月 1 日（月）から同月 12 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）受付を行います。また、郵送による場合は、平成 30 年 10 月 5 日（金）の消印のものまで受け付けます。
 - (4) 受検申請に関する注意
 - イ 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
 - ロ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
 - ハ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
 - ニ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
 - ホ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 その他

- (1) 本公告に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 三重県職業能力開発協会
 電話 059-228-2732
 - (2) 実技試験の日程は、平成30年11月26日(月)以後、三重県職業能力開発協会から別途通知します。
 - (3) 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。
- (別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
(1) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御)、配管(建築配管及びプラント配管(鋼管のみ))、型枠施工(型枠工事)、ガラス施工(ガラス工事)及び金属材料試験(機械試験及び組織試験) (2) 3級 電気機器組立て(シーケンス制御)及び型枠施工(型枠工事)	平成31年 1月27日(日)	平成30年12月3日(月)から平成31年2月17日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対して別途通知する場所
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井(パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事)、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金)、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、寝具製作、石材施工(石材加工)、みそ製造、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事)及び機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CAD) (3) 3級 造園(造園工事)、家具製作(家具手加工)及び機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CAD) (4) 単一等級 バルコニー施工(金属製バルコニー工事)	平成31年 2月3日(日)		
(1) 1級及び2級 半導体製品製造(集積回路チップ製造及び集積回路組立て)、プリント配線板製造(プリント配線板設計及びプリント配線板製造)、空気圧装置組立て、プリプレス(DTP)、菓子製造(和菓子製造)、建築大工(大工工事)、かわらぶき、鉄筋施工(鉄筋組立て)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き及びテクニカルイラストレーションCAD)及び塗装(鋼橋塗装) (2) 3級 機械加工(普通旋盤)、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造(プリント配線板設計)、建築大工(大工工事)及びテクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き及びテクニカルイラストレーションCAD)	平成31年 2月10日(日)		

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
